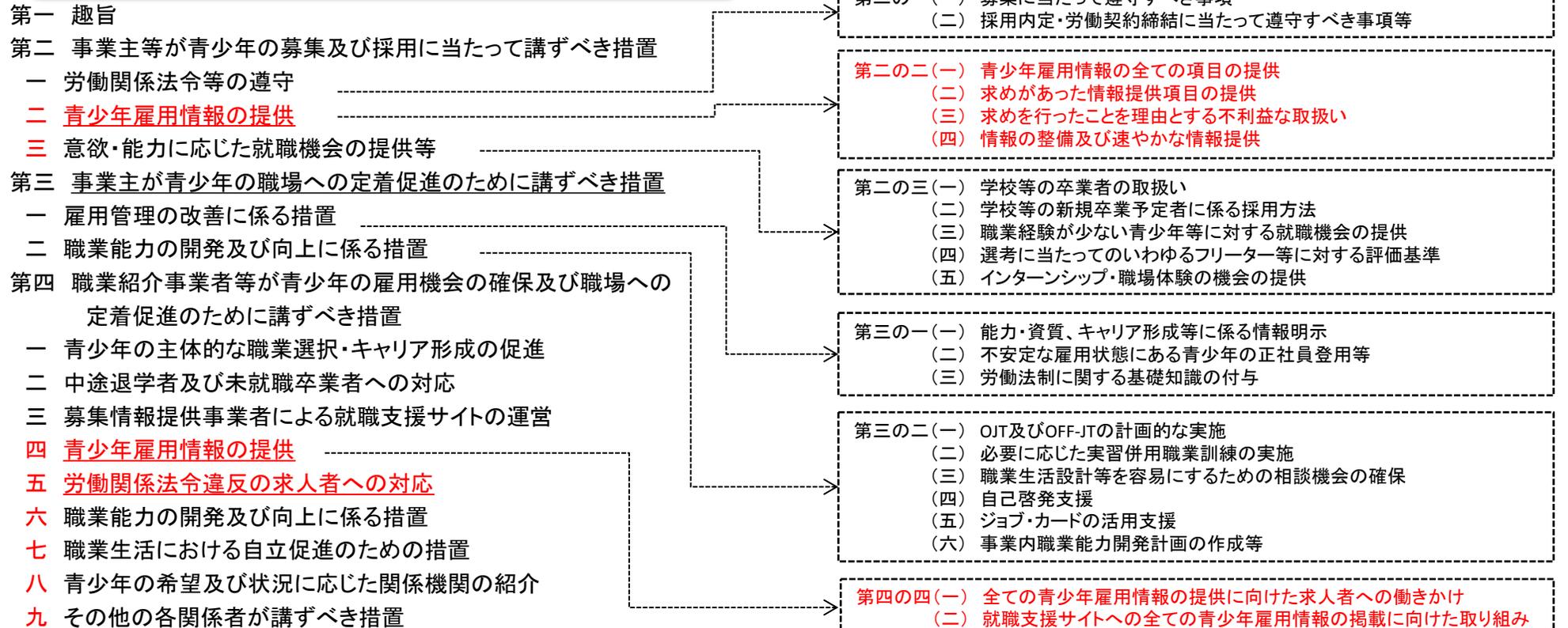


青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針改正案概要

- 「青少年の雇用の促進等に関する法律」第7条に基づき、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を厚生労働大臣が策定
- 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」(平成27年厚生労働省告示第406号)を改正し、平成28年3月1日施行分を追記

指針の概要



青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、 職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針改正案

第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

二 青少年雇用情報の提供

- ・ ホームページ等での公表、会社説明会での提供、求人票への記載等により、全ての項目を情報提供することが望ましいこと。
- ・ 具体的な項目について情報提供の求めがあった場合、特段の事情がない限り、求めがあった項目を提供することが望ましいこと。
- ・ 情報提供の求めを行った者に対して、求めを行ったことを理由とする不利益な取扱いをしないこと。
- ・ 予め提供する情報を整備しておくことが望ましいこと。また、求めがあった場合、速やかな情報提供に努めること。

第四 職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置

四 青少年雇用情報の提供

- ・ 新卒求人を受理する際に、青少年雇用情報の提供を求めるとともに、全ての青少年雇用情報を提供できるよう働きかけることが望ましいこと。個別に照会を行った学校卒業見込者等について、求人者に明示する必要はないことに留意すること。
- ・ 募集情報提供事業者は、就職支援サイトに、新卒者募集を行う企業の青少年雇用情報が可能な限り全ての項目について掲載されるように取り組むこと。

五 労働関係法令違反の求人者への対応

- ・ 公共職業安定所が不受理とすることができる求人者からの新卒求人は取り扱わないよう、職業紹介事業の取扱職種の種類等の届出を行うことが望ましいこと。